

西清川まちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、西清川まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称し、事務局を西清川公民館内に置く。

(対象区域)

第2条 本会の対象区域は、木更津市立木更津第三中学校区域とする。

(目的)

第3条 本会は、地域住民及び関係者が相互に密接な連携を図り、西清川地区における身近な課題に自主的かつ主体的に対処し、安全で安心することができる豊かで住みよい魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地区住民相互の情報交換並びに交流を図る事業
- (2) 地区住民の健康と福祉の増進に関する事業
- (3) 防災、防火、防犯に関する事業
- (4) 青少年健全育成を図る事業
- (5) 生活環境の保持と改善向上を図る事業
- (6) 交通安全に関する事業
- (7) その他豊かで住みやすい地域づくりに寄与する事業
- (8) その他目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第5条 本会は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、会計、監事、事務局長は理事会において選出し、総会において承認を得る。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を処理する。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 事務局長は、本会運営の事務を総括する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第10条 本会の会議は、総会、役員会、理事会、その他会議とする。
- 2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 3 総会は、年1回以上開催し、役員会、理事会及びその他会議は必要に応じて開催する。
 - 4 総会は、構成団体の代表者をもって構成する。
 - 5 理事は、別表に掲げる団体の代表者をもって構成する。
 - 6 理事会は、監事を除く役員及び理事をもって構成する。
 - 7 会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会)

- 第11条 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 事業計画及び報告ならびに運営に関する事
 - (2) 予算及び決算に関する事
 - (3) 会則の改正に関する事
 - (4) 役員承認に関する事
 - (5) その他、重要と認められる事項

(理事会)

- 第12条 理事会は、次の事項を処理する。
- (1) 総会に付議する事項の審議に関する事
 - (2) 総会の議決により委任を受けた事項に関する事
 - (3) 第4条に掲げる事業の企画立案に関する事
 - (4) その他、会長が必要と認めた事項

(会計)

- 第13条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。
(事業及び会計年度)

- 第14条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

- 第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、代表者会議で別に定める。

附 則

この会則は、平成25年11月14日から施行する。

附 則

平成25年11月14日開催の総会において決議された役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、平成25年11月14日から平成27年度の総会の日までとし、その後は2年度ごとの総会の日までとする。

附 則

この会則は、平成27年5月22日から施行する。